

指定短期入所生活介護事業所

ショートステイ男鹿 重要事項説明書

2026 年 8 月 1 日

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話番号：0185-22-6602（月曜日～土曜日、8：30～17：30）

FAX：0185-22-6603

担当：管理者 澤石 香月 相談窓口担当者 船木 孔 齊藤 貴将

※ ご不明な点等ございましたらお尋ね下さい。

2. ショートステイ男鹿の概要

(1) 提供できるサービス

名 称	ショートステイ男鹿
所 在 地	秋田県男鹿市船越字内子294番
介護保険指定番号	短期入所生活介護事業所（秋田県第0570626515号）

(2) 職員体制

職 種	常勤	非常勤	合計	資格等	業務内容
管理者	1	—	1		業務を統括します。
※生活相談員	1	—	1	介護支援専門員	生活相談、提供サービスの企画を行います。
介護職員	12	—	12	介護福祉士等	日常生活の介助、援助を行います。
看護職員	1	—	1	看護師、准看護師	診療の補助、健康、服薬管理を行います。
※栄養士	1	—	1	栄養士	利用者の栄養管理全般を行います。
※機能訓練指導員	1	—	1	理学療法士	介護計画に沿って機能訓練を行います。
※計画作成担当者	1	—	1	介護支援専門員、介護福祉士	短期入所生活介護計画を作成します。
医 師	—	1	—	小玉医院	病状及び心身の状況に応じて、医学的対応を行います。

※生活相談員・栄養士・計画作成担当者は本体施設職員

(3) 設備の概要

定 員	39名		静養室	詰所内1ヶ所
居 室	個 室	7室	医務室	詰所内1ヶ所
	多床室	4人部屋8室	介護職員室	詰所内1ヶ所
浴 室	一般浴	1室	食堂	1ヶ所
	特 浴	1室	機能訓練室	特定施設と併用

3. サービス内容

(1) 食事の提供

- ①食事は、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとします。
- ②ご利用者の身体状況または病状のため、常食を提供することに無理がある場合には、医師の指示によって療養食等を提供することといたします。
- ③食事時間は、概ね次のとおりとします。

朝 食	7 : 4 0 ~ ・ 8 : 0 0 ~
昼 食	1 2 : 0 0 ~
夕 食	1 7 : 0 0 ~ ・ 1 7 : 3 0 ~

- ④四季折々の行事に、季節の彩りを添える行事食を提供いたします。

(2) 入 浴

週2回、入浴を行い、身体の状況に応じて一般浴と特浴があります。体調不良などで難しい場合は、清拭を行います。

(3) 介 護

施設サービスに沿って介護（着替え（毎日の起床及び就寝の際にも）、排泄、食事等の介助、口腔ケア、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等）を行います。ご利用者の心身状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するようにサービスの提供を行います。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員を中心に日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、維持のための機能訓練を生活の中で行います。

(5) 生活相談

日常生活全般において生活相談員が中心となって、利用者や家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(6) 健康管理

医師または看護職員は、常にご利用者の健康状態に留意し、日常生活保持のための適切な措置をとります。特にご希望のある場合や、緊急でやむ得ない場合は、協力病院の嘱託医師の受診が可能です。

(7) レクリエーション

各種レクリエーション活動や季節行事を企画しています。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

(8) 送迎地域

男鹿市、潟上市、秋田市北部（秋田市介護保険事業計画に定める秋田市北部地域）、南秋田郡

4. 利用料金

(1) 保険給付の自己負担額

①施設サービス費（基本料金）

		1日あたりの自己負担分 1割負担		1日あたりの自己負担分 2割負担	
		多床室	従来型個室	多少室	従来型個室
介護予防短期 入所生活介護	要支援1	451円	451円	902円	902円
	要支援2	561円	561円	1,122円	1,122円
短期入所 生活介護	要介護1	603円	603円	1,206円	1,206円
	要介護2	672円	672円	1,344円	1,344円
	要介護3	745円	745円	1,490円	1,490円
	要介護4	815円	815円	1,630円	1,630円
	要介護5	884円	884円	1,768円	1,768円

		1日あたりの自己負担分 3割負担	
		多床室	従来型個室
介護予防短期 入所生活介護	要支援1	1,353円	1,353円
	要支援2	1,683円	1,683円
短期入所 生活介護	要介護1	1,809円	1,809円
	要介護2	2,016円	2,016円
	要介護3	2,235円	2,235円
	要介護4	2,445円	2,445円
	要介護5	2,652円	2,652円

②その他介護給付サービス加算について

加算項目	1日あたりの自己負担分 1割負担		1日あたりの自己負担分 2割負担	
	要支援1、2	要介護1～5	要支援1、2	要介護1～5
看護体制加算Ⅰ（※ⅰ）	なし	4円	なし	8円
サービス提供体制加算Ⅱ（※ⅱ）	18円	18円	36円	36円
介護職員等処遇改善加算Ⅰーロ （※ⅲ）	83円～102円	110円～159円	166円～204円	220円～318円
緊急短期入所受入加算（※ⅳ）	90円	90円	180円	180円
長期利用者減額（※30日以降1日あたり）	－30円	－30円	－60円	－60円

	1日あたりの自己負担分 3割負担	
加算項目	要支援 1、2	要介護 1～5
看護体制加算Ⅰ（※ⅰ）	なし	12円
サービス提供体制加算Ⅱ（※ⅱ）	54円	54円
介護職員等処遇改善加算Ⅰーロ （※ⅲ）	249円～306円	330円～477円
緊急短期入所受入加算（※ⅳ）	270円	270円
長期利用者減額（※30日以降1日あたり）	－90円	－90円

※送迎利用の場合は、片道184円（1割負担）、または368円（2割負担）、552円（3割負担）加算されます。

※医師の指示で療養食が提供された場合は、1日あたり23円（1割負担）、または46円（2割負担）、69円（3割負担）加算されます。

※ⅰ：常勤の看護師を1名以上配置していること。

※ⅱ：介護福祉士が60％以上配置されている場合に算定可能。

※ⅲ：介護職員の賃金改善計画を策定し、一定の基準を満たしている場合に算定可能。

※ⅳ：対象者のみ。利用者の状態や家族の諸事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認める者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所居宅サービスを緊急に行った場合に算定可能。（入所から起算して7日を限度として算定可能だが、家族の疾病等、やむ得ない事情がある場合は14日を限度とする。）

（2）利用料

①食費（1日あたり1,545円）

食 事	費 用
朝 食	515円
昼 食	515円
夕 食	515円

②滞在費

居 室	費 用
多 床 室	915円
個 室	1,231円

※ただし、食費と滞在費について、負担限度額認定（補足給付）を受けている場合には、認定証に記載された負担額となります。負担限度額の段階（第1～3段階①、②）に該当する利用者負担額の一覧は下記の通りです。（負担限度額認定を受けている方の食費基準額：1日あたり1,545円）

	食費	居室	
		多床室	個室
第1段階	300円	0円	380円
第2段階	600円	430円	480円
第3段階①	1,030円	430円	880円
第3段階②	1,360円	530円	980円

(3) その他の料金

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| ① おやつ代 | 77円 |
| ② 私物の洗濯代 | 1 ネット 660円 |
| ③ 個人的に使用する機器等にかかる電気代 1台あたり (1日) 電気代 | 33円 |
| ④ その他費用について | 実 費 |

(4) 短期入所生活介護の利用中止

①利用期間中の中止

ご利用中にサービスを中止して退所される場合、退所日までの日数を基に計算いたします。
以下の場合に、ご利用期間中でもサービスを中止する場合がございます。

- ・ご利用者が中途退所を希望した場合
- ・利用中の健康チェック結果、体調が悪かった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

②感染症などの発生の場合

施設内でインフルエンザなどの感染症が流行している状況がある場合、ご相談のうえ、介護支援専門員などと連携し、他施設のご紹介をするなど、短期入所生活介護のご利用に支障が生じないよう配慮いたします。

5. サービス利用方法

(1) サービスの利用申込

- ①まずは、お電話等でお申し込みください。
- ②ご利用期間決定後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は6ヶ月前からできます。
- ③居宅サービス計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合。

- ・実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文章でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他

次の場合、30日前までの文章で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合、その後の予約は無効となります。

- ・ご利用者が、サービス料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金の支払いを催促したにもかかわらず30日以内に支払わない場合。
- ・ご利用者が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行った場合。
- ・ご利用者あるいはご家族が、職員または他の入所者に対して、利用継続が困難となるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為を行った場合。または、やむ得ない事情により当施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、サービスの利用契約を終了させていただくことがあ

ります。

6. 支払い方法

- ①毎月10日毎に前月分の請求書を発行いたしますので、当月末日までにお支払い下さい。
- ②お支払い方法は、指定口座への振込とさせていただきます。

7. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

- ①介護保険法の理念に基づき、ご利用の方が安心して快適に生活できる環境を提供するように努めます。
- ②医療機関と連携を図り、緊急時には速やかに対応し、福祉・医療の充実を目指します。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

①面会

原則的に8:30から17:30までとなっております。

②外出

簡単な手続きがありますので、職員にお申し出てください。食事などの用意の関係上、当日までにお申し出下さい。

③喫煙

施設内は、禁煙となっております。どうかご了承ください。

④金銭・貴重品の管理

貴重品の持ち込みは、ご遠慮下さい。また、高額の所持金もご遠慮ください。金銭管理はいたしません。

⑤所持品の持ち込み

ご家庭で使用しているポータブルトイレ、歩行器、車椅子等は、できるだけ自分のものをご持参下さい。

⑥宗教活動

利用者の方々は安心してご利用していただくため、一切その活動はお断りします。

⑦ペット

利用を希望される方、面会をされる方の居室等へのペットの持ち込みは、禁止させていただきます。

⑧差し入れ

持ち込みは可能ですが、喉に詰まりやすいもの、傷みやすいもの等の差し入れはお断りしています。また、その他の食べ物についても個々の心身の状態に応じてご遠慮していただく場合がございます。差し入れの食べ物は面会中にすべて召し上がって頂く形になりますが、保管を希望される場合は、必ず職員にお声掛けをお願いします。

(3) 連携医療機関

医療機関の名称	小玉医院
院 長	小野塚 直也
所 在 地	秋田県潟上市昭和大久保字街道下96-8
電 話 番 号	018-877-2040
診 療 科 目	内科
協力契約の内容	①利用者の容体が急変した場合の緊急対応措置 ②利用者が入院の必要がある場合の医療機関の紹介

(4) 協力医療機関との医療

医療機関の名称	小玉医院（秋田県潟上市昭和大久保字街道下96-8）
	南秋田整形外科（秋田県潟上市昭和大久保字街道下96-2）
	おおくぼ歯科診療所（秋田県潟上市昭和大久保字街道下96-3）
	南秋田眼科（秋田県潟上市昭和大久保字街道下106-5）

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

10. 身体拘束の制限

職員は、短期入所生活介護の提供に当たり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合にも、家族に速やかに連絡、同意の下、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、理由を記録します。

11. 非常災害対策

①災害時の対応

連絡網により可能な限り職員を招集します。

②防災設備

補助散水栓、防火戸、消火器を設置

③防災訓練

年2回、避難訓練及び消火訓練を実施

④防火責任者

高桑 忠之

12. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 苦情受付担当者 安田 礼子 船木 孔 高桑 忠之
吉田 将英 齊藤 貴将
(併設施設職員を含む)

苦情解決責任者 管理者 澤石 香月

受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

電話番号 0185-22-6602

②その他の相談・苦情窓口

・秋田県運営適正化委員会：秋田県福祉サービス相談支援センター

電話 018-864-2726

・男鹿市役所市民福祉部

介護サービス課

電話 0185-24-9119

・潟上市役所 長寿社会課

電話 018-853-5323

・秋田県国民保険団体連合会

電話 018-883-1550

③福祉サービス第三者評価の実施状況

・第三者評価を実施していない

13. 当法人・施設の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 正和会

代表者・役職氏名

理事長 小玉 有紀

施設名称

ショートステイ男鹿

所在地・電話番号

秋田県男鹿市船越字内子294番地

電話番号 0185-22-6602

併設施設等（種別）

介護付有料老人ホーム ケアホーム木精（本体施設）

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 ショートステイ男鹿

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期

入所生活介護サービスの提供開始に同意し、重要事項説明書を受領しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印